

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○宮城県議会定例会の招集

(財政課)

一

○行政書士に対する懲戒処分

(市町村課)

一

○都市計画変更案の縦覧

(都市計画課)

一

○建築士免許の取消し

(建築宅地課)

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告

(デジタルみやぎ推進課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(食と暮らしの安全推進課)

六

告 白

企 業 局

○仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

八

告 示

○宮城県告示第五十七号

令和六年二月十三日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和六年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五十八号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）第十四条の規定により、次のとおり行政書士に対する懲戒処分を行った。

令和六年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った年月日
令和六年一月三十一日二 被処分者
小林 好美

石巻市相野谷字旧会所脇一七番地二

三 処分の内容

令和六年二月十四日から二月間の業務の停止（法第十四条第二号）

四 処分の原因となった事実

法第十条及び行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第九条第一項の規定に違反したこと

○宮城県告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙南広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

2 名称 三・五・九号 白石沖西堀線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

白石市 字不澄ヶ池、字延命寺北、字柵宜内、字北川原、字十王堂北、字柳川原、字上堰、郡山字上堰、郡山字下堰、郡山字馬場堀東の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

白石市 郡山字下堰、郡山字馬場堀東の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、白石市役所（建設部都市創造課）

四 縦覧期間

令和六年二月六日から二月二十日まで
五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
○宮城県告示第六十号
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を

取り消した。
令和六年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和六年一月三十一日	金屋 俊郎	二級建築士	第六十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	齊藤 俊彦	二級建築士	第十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	夫佐々木 茂	二級建築士	第九百四十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	小堀 好之	二級建築士	第八百九十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	菅原 辰雄	二級建築士	第四百号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	宮原 重穂	二級建築士	第三百八十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	名取 重太	木造建築士	第八十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	松浦 正平	二級建築士	第十二百五十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	遠藤 清明	二級建築士	第三千八百七十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	加藤 隆次	二級建築士	第二千八百五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	行場 徳之助	二級建築士	第一千五百十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	大場 爲吉	二級建築士	第二千五百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	庄司 一郎	二級建築士	第七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由

令和六年一月三十一日	進藤 寛	二級建築士	第三千四百二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	荒盛夫	二級建築士	第七千八百十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	高橋 清治	二級建築士	第七千三百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	小野 重貞	二級建築士	第七千三百三十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	中條 吉春	二級建築士	第五千九百六十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	高橋 光藏	二級建築士	第四千六百四十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	田口 久男	二級建築士	第四千八百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	相沢 康平	二級建築士	第三千八百六十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	田中 博	二級建築士	第三千五百五十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	大石 典	二級建築士	第三千三百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	五十嵐 栄治	二級建築士	第三千二百十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	寺島 久	二級建築士	第三千二百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	小山 幸陸	二級建築士	第二千八百二十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	山内 勝雄	二級建築士	第七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	廣野 正	二級建築士	第二千四百十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	阿部 正市	二級建築士	第九百五十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	菅原 廣司	二級建築士	第九百五十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	遠山 力	二級建築士	第一千四百十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	沼田 昭男	二級建築士	第一千百十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	吉澤 和雄	二級建築士	第九百九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	齋 勝	二 級 建 築 士	第 五 千 九 百 三 十 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	打 越 高 司	二 級 建 築 士	第 五 千 八 百 二 十 五 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	石 川 格 雄	二 級 建 築 士	第 五 千 七 百 九 十 七 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	堀 籠 辰 一	二 級 建 築 士	第 五 千 七 百 八 十 五 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	中 村 勝 榮	二 級 建 築 士	第 五 千 六 百 五 十 四 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	夫 野 々 村 暁	二 級 建 築 士	第 五 千 三 百 六 十 六 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	小 野 俊 男	二 級 建 築 士	第 五 千 六 十 五 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	小 山 芳 美	二 級 建 築 士	第 五 千 二 十 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	鹿 志 村 和 敬	二 級 建 築 士	第 五 千 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	猪 敏 彦	二 級 建 築 士	第 四 千 九 百 九 十 六 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	守 谷 和 雄	二 級 建 築 士	第 四 千 九 百 九 十 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	熊 谷 和 雄	木 造 建 築 士	第 四 十 六 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	野 上 正 晃	二 級 建 築 士	第 八 千 七 百 二 十 八 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	加 藤 政 雄	二 級 建 築 士	第 七 千 五 百 九 十 九 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	石 川 憲 志	二 級 建 築 士	第 六 千 九 百 二 十 七 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	福 田 眞 一	二 級 建 築 士	第 六 千 五 百 八 十 三 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	阿 部 勝 一	二 級 建 築 士	第 五 千 九 百 九 十 三 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	今 野 惣 市	二 級 建 築 士	第 五 千 二 百 五 十 九 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	中 村 謙 一	二 級 建 築 士	第 四 千 百 六 十 七 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	玉 上 一 男	二 級 建 築 士	第 三 千 五 百 八 十 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め

日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	中 桐 弘 之	二 級 建 築 士	第 一 万 千 二 百 九 十 四 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	一 小 野 松 憲	二 級 建 築 士	第 一 万 百 五 十 一 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	伊 藤 俊 夫	二 級 建 築 士	第 一 万 二 十 八 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	大 村 清 一	二 級 建 築 士	第 一 万 十 六 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	佐 藤 貞 夫	二 級 建 築 士	第 九 千 八 百 七 十 八 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	大 江 泰 政	二 級 建 築 士	第 九 千 八 百 六 十 四 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	玉 木 則 夫	二 級 建 築 士	第 八 千 七 百 八 十 三 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	守 屋 政 良	二 級 建 築 士	第 八 千 四 百 五 十 八 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	齋 藤 宗 治	二 級 建 築 士	第 八 千 三 百 七 十 四 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	橋 本 一	二 級 建 築 士	第 七 千 八 百 八 十 二 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	平 塚 惠 悦	二 級 建 築 士	第 七 千 三 百 八 十 九 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	佐 藤 秀 明	二 級 建 築 士	第 七 千 百 十 五 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	豊 川 孝	二 級 建 築 士	第 七 千 五 十 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	遠 藤 義 也	二 級 建 築 士	第 六 千 九 百 三 十 六 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	鈴 木 位	二 級 建 築 士	第 六 千 八 百 八 十 六 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	高 橋 忠 男	二 級 建 築 士	第 六 千 七 百 六 十 六 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	落 合 盛 喜	二 級 建 築 士	第 六 千 七 百 五 十 八 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	美 阿 部 十 志	二 級 建 築 士	第 六 千 五 百 六 十 二 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	鈴 木 良 彦	二 級 建 築 士	第 六 千 百 八 十 九 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め
日	令 和 六 年 一 月 三 十 一	高 橋 正 徳	二 級 建 築 士	第 五 千 九 百 三 十 三 号	建 築 士 法 第 九 条 第 一 項 第 三 号 に 該 当 す る た め

令和六年一月三十一日	藤島 正弘	二級建築士	第一万千六百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	荒川 進	二級建築士	第一万二千四百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	三上 敏美	二級建築士	第一万三千八十八二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年一月三十一日	八島 新一	二級建築士	第六千六百八十三号	建築士法第九条第一項第一号に該当するため
令和六年一月三十一日	文屋 功	二級建築士	第八千六百九十号	建築士法第九条第一項第一号に該当するため

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 宮城県・市町村共同電子申請サービス提供業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から令和十二年一月三十一日まで
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に地方公共団体向けASP型電子申請サービス（アプリケーションが動作する

サーバを事業者が設置運営し、インターネット及びLIGWANを通じて利用者にサービスを提供することをいう。の提供に係る契約を締結し、かつ、誠実に履行した実績を有すること。

9 次に掲げる認証制度を取得していること。

- (一) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク
- (二) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS）

10 次に掲げるLIGWAN-ASPサービスの登録者として認定を受けていること。

- (一) LIGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービス提供者
- (二) LIGWAN-ASPファシリテーターサービス提供者

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五）へ令和六年二月十九日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

令和六年二月十五日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

- (一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年二月二十七日（火）から令和六年三月五日（火）までの間に必要書類を作成の上、電子

調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(一) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年三月四日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

- (一) 電子調達システムにより入札する場合
入札の期間 令和六年三月十二日（火）午前九時から令和六年三月十八日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

- イ 提出期限 令和六年三月十八日（月）午後五時
- ロ 提出場所 2に同じ

6 開札の日時及び場所

- 令和六年三月十九日（火）午前十時
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 企画部デジタルみやぎ推進課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語及び通貨等

本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(二) 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法

- 入札書には、契約期間全体の委託料総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 6 契約書の作成の要否 要
 - 7 入札執行の方法 一般競争入札
 - 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は入札説明書による。
- 六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Provision of joint Miyagi Prefectural Government and municipal electronic application service (1 set)
- 2 Contract period : From day of contract settlement to January 31, 2030
- 3 Deadline for Bid Submission : March 18 (Monday), 2024, 5 : 00 p.m.
- 4 Time and Place for Bid Selection : March 19 (Tuesday), 2024, 10 : 00 a.m. Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor
- 5 Contact Information : System Management Section, Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2476

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和六年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 液体クロマトグラフ／トリプル四重極／イオントラップ併設型質量分析計一式貸借
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和六年五月一日から令和十三年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目七番二号（宮城県保健環境センター）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五)へ令和六年二月二十日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム(以下「システム」という。))の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課食品安全班(担当 粟野 尚弥 電話 〇二二-二

一―二六四四)

3 書面による入札説明書及び仕様書の交付期限 令和六年二月二十九日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年二月二十二日(木)まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年二月二十一日(水)午前九時から令和六年三月一日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年二月二十一日(水)午前九時から令和六年三月一日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 令和六年三月七日(木)午前九時から令和六年三月十五日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 令和六年三月十五日(金)午後五時
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年三月十八日(月)午前九時三〇分 宮城県行政庁舎十三階 環境生活部食と暮らしの安全推進課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがある。

ると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつたときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札契約書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Service to be Procured : Leasing of liquid chromatograph and triple quadrupole ion trap mass spectrometer system (1 set)
- 2 Period of Implementation : May 1, 2024 to March 31, 2031
- 3 Place of Implementation : Room LC-MS/MS (S-302), 3rd floor, Miyagi Prefectural Health and Environment Center, 4-7-2 Saiwai-cho, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture
- 4 Place and Deadline for Bid Submission : March 15, 2024 (Fri), 5 : 00 p.m. Food Safety Section, Food and Life Safety Promotion Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government
- 5 Time and Place for Bid Selection : March 18, 2024 (Mon), 9 : 30 a.m. Food and Life Safety Promotion Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government (in

office)

6 Contact Information : Naomi Awano, Food Safety Section, Food and Life Safety Promotion Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan TEL: 022-211-2644

企業局

○宮城県企業局管理規程第四号

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
令和六年二月六日 宮城県公営企業管理者 佐藤 達也

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程（平成十一年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「並びに飲食・物販」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 会議室 会議のために供する施設をいう。

第四条第三項第七号中「又は保証金」を削る。

第九条の見出し中「及び保証金」を削り、同条中「又は保証金」を削る。

第九条の二の見出し中「及び保証金」を削り、同条中「又は保証金」を削る。

第十一条中「又は保証金」を削る。

第十二条中「この予告」を「賃借人がこの予告」に、「場合においてはこの限りではないものとする」を「場合は、この限りでない」に改める。

「第三章 ホール等の使用」を「第三章 会議室の使用」に改める。

第十八条第一項中「ホール等」を「会議室」に、「十二月」を「六月」に改め、同条第二項中「及び次条」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第十九条を削る。

第二十条第二項中「前二条」を「前条」に、「第一号及び第二号に掲げる」を「に規定する」に改め、同条第二項中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条の見出しを「休業日」に改め、同条を次のように改め、同条を第二十条とする。

第二十条 会議室の休業日は、宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する県の休日及びセンターの保守管理、点検等に必要の日とする。

第二十一条中「ホール等」を「会議室」に、「午前零時から午後十二時」を「午前九時から午後六時」

第二十二條中「ホール等」を「會議室」に、「午前零時から午後十二時」を「午前九時から午後六時」

に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条中「ホール等」を「会議室」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条中「ホール等」を「会議室」に、「施設以外」を「会議室以外」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条第一項第一号中「又は使用承諾変更申込書」を削り、同条第二項中「ホール等使用中届（様式第十一号）」を「会議室使用中届（様式第十号）」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十六条中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第二十六条 管理者は、第十八条第一項の規定による会議室使用申込書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申込書による申込みに係る会議室の使用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に意見を聴くことができる。

第二十六条の二を削る。

第二十七条中「施設」を「会議室」に改める。

第二十八条中「ホール等」を「会議室」に、「ホール及びスタジオ等使用料、設備器具使用料及び冷暖房施設使用料」を「会議室使用料」に改める。

第二十九条第四項中「並びに第三十二条第三項及び同条第四項」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条 管理者は、特に必要であると認めるときは、会議室使用料後納申請書（様式第十一号）による申請に基づき、使用料の後納を認めることができる。

第三十一条本文中「ホール及びスタジオ等」を「会議室」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「ホール等」を「会議室」に、「六か月」を「二か月」に、「第二十五条」を「第二十四条」に改め、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「ホール等使用料返還申請書（様式第十三号）」を「会議室使用料返還申請書（様式第十二号）」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十二条を削る。

第三十三条を次のように改め、同条を第三十二条とする。

第三十二条 管理者は、国、地方公共団体、公益団体等が主催して会議室を使用する場合、使用料の割合を減免することができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特別の事由があると認める場合には、管理者が定める割合の使用料の減免ができるものとする。

3 前二項の規定により使用料の減免を受けようとする者からは、会議室使用料減免申請書（様式第十三号）を徴する。

第三十四条中「ホール等」を「会議室」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十五条中「ホール等」を「会議室」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十六条を第三十五条とする。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (第9条の2関係)

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

(住 所)
(名 称)
(代表者氏名)

貸室等敷金減免申請書

仙台港国際ビジネスサポートセンター (仙台市宮城野区港三丁目1-3) の宮城県 (企業局) 所有部分に入居を予定していますが、下記の原因により敷金を減免されるよう申請します。

記

(申請理由)

担当部課名：
担当者氏名：
連 絡 先：

様式第九号から様式第十三号までを次のように改める。

様式第9号 (第18条関係)

会議室使用申込書

申請年 月 日
承諾年 月 日
*承諾番号

宮城県公営企業管理者 殿

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程第18条の規定により、下記のとおり会議室を使用したいので申し込みます。

記

1	住所又は所在地			
申	氏名又は名称			
込	代表者氏名(法人・団体の場合)			
者	電話・FAX			
2	使用目的			
3	会議名		使用予定人員数	名
4	使用会議室名			
5	使用年月日(曜日)	*区分	使用時間	
		年 月 日 ()	~	:
		年 月 日 ()	~	:
	年 月 日 ()	:	~	:
○使用時間には、準備・後始末の時間が含まれます。				
6	持込使用設備・器具			
	設備名称	数量	設備名称	数量
7	使用責任者	(住所)		
		(氏名)		
			(電話)	
* 使用料	(税込)	円		

1 *欄には記入しないでください。
 2 使用を承諾するに当たり、又は承諾をした後に、必要があると認める場合は、仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程第26条の規定により、この申込みに係る会議室の使用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に対し、この申込みに関する情報を提供して、その意見を聴くことがあります。
 3 使用を承諾した後、暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程第24条第1項の規定により、その使用の承諾を取り消し、又は使用を停止します。

様式第10号 (第24条関係)

会議室使用中止届出

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

申込者(法人・団体は主たる事務所の所在、名称及び代表者)

(住所)
(法人・団体名)
(代表者氏名)
(電話・FAX)

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程第24条第2項の規定により、下記のとおり会議室の使用を取り止めたいので提出します。
 なお、使用料の返還が生じるときは、下記の口座に振り込み願います。

記

1	使用承諾年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	取り止めの理由	
3	取り止めをする会議室	
4	取り止めをする使用日時	
	年 月 日	曜日 午前・午後 午前・午後
		: から : まで
		: から : まで
5	納入した使用料及び納入時期	円 年 月 日
* 返還額		有・無 円
* 返還額計算書		
6	銀行名	銀行 本店 支店 口座番号
	(住所)	(電 話)
	口座名義人	(ヨミガナ)
	(氏名)	

1 *の欄には記入しないでください。
 2 返還額がある場合は、申込者欄に押印してください。

様式第11号 (第30条関係)

会議室使用料後納申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

申込者 (法人・団体は主たる事務所の所在、名称及び代表者)
(住 所)
(法人・団体名)
(代表者氏名)
(電話・FAX)

年 月 日付けで仙台港国際ビジネスサポートセンターの会議室の使用申込を
していますが、使用料については下記の理由により後納したいので申請します。

記

1 会議名				
2 会議室使用期日	年 月 日から	年 月 日まで		
3 後 納 理 由				
4 納 入 方 法				
5 希望納入期限	年 月 日			
*使 用 料	円			

*の欄には記入しないでください。

様式第12号 (第31条関係)

会議室使用料返還申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

申込者 (法人・団体は主たる事務所の所在、名称及び代表者)
(住 所)
(法人・団体名)
(代表者氏名)
(電話・FAX)

下記の理由により、納付済みの使用料を返還するよう申請します。

記

1 使用承諾年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 返 還 を 申 請 す る 理 由	
3 納入した使用料及び納入時期	円 年 月 日
*返 還 額	円
*返 還 額 計 算 書	
4 銀行名	銀行本店・ 支店 口座番号
口座名義人	(住所) (電 話) (氏名) (ヨミガナ)

*の欄には記入しないでください。

様式第13号 (第32条関係)

会議室使用料減免申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

申込者 (法人・団体は主たる事務所の所在、名称及び代表者)

(住 所)

(法人・団体名)

(代表者氏名)

(電話・FAX)

下記のとおり使用料の減額を受けたいので申請します。

記

1	使用日時	年	月	日	曜日	午前・午後	午前・午後
						から	まで
						から	まで
2	使用する会議室名						
3	使用目的						
4	会議名						
5	減額を申請する理由						
	*正規の使用料						
	*減免率						
	*減免後の使用料						

*の欄には記入しないでください。

様式第十四号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和六年二月六日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の規定によるものとみなす。